

「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する 郵政民営化委員会の意見（令和6年3月）」に対する生保労連の見解

生保労連では、郵政民営化にあたっては民間生命保険会社との公平・公正な競争条件を確保することが大前提であり、これが実現しない中で、かんぽ生命の業務範囲の拡大や加入限度額の引き上げを行うことは「民業圧迫」と言わざるを得ず、まずは、かんぽ生命への政府関与（出資）の解消をはかることが先決であるとの主張をこれまで一貫して行ってきました。

こうした中、2024年3月7日に郵政民営化委員会より、「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見（令和6年3月）」（以下、「意見」）が公表されました。

今般の総合的な検証にあたり、生保労連では冒頭の考えのもと2023年8月24日に提出した意見、ならびに10月11日の郵政民営化委員会のヒアリングにおいて、「未だ存在し続けるかんぽ生命に対する国の信用力を背景とした消費者の信頼感、日本郵政株式会社によるかんぽ生命株式の保有が大きな要因となっており、民間生命保険会社との公平・公正な競争条件の確保がはかられていない」「このような状況下で新規業務の取扱いが矢継ぎ早になされている現状を踏まえると、今後さらなる民業圧迫を招くことは明白である」との認識とともに、こうした状況が続く限り、「民間生命保険会社で働く者の処遇・雇用にも影響を及ぼしかねない」との強い懸念を表明しております。

しかしながら、今般の「意見」では、その全部をできる限り早期に処分するとされている金融二社株式の売却について、「ここまでの金融二社の株式処分については、一定の進展をしている」との評価がなされています。こうした評価が示されたことは、未だ日本郵政によるかんぽ生命株式の保有比率がおよそ半分の割合を占めている現状や、前回（令和3年4月）の「意見」で指摘されていた「日本郵政には、次期中計の期間において金融二社の株式を50%処分した段階で、全株式処分に向けた方針やロードマップを明らかにする取組が求められる」との内容に照らしても、到底理解できるものではありません。郵政民営化スタート時において、2017年9月30日迄に完全売却するとされていた経緯も踏まえると、かんぽ生命への間接的な政府出資の解消に向け、最低限かんぽ生命株式の完全売却への道筋を早急に明示する必要があることは言うまでもありません。

また、かんぽ生命の商品・サービスについて、「貯蓄性保険へのニーズが低下し、保障性保険へのニーズが拡大している中、かんぽ生命保険は、（中略）保障性保険の商品ラインアップに乏しいため、（中略）新規業務が届出制に移行したことをいかし、第三分野等の保障性保険を充実させていくことが必要である」との指摘がなされています。生保労連として、公平・公正な競争条件が確保されていない中で業務範囲の拡大は、全国25万組合員の雇用や生活に大きな悪影響を及ぼすことから、断固として認めることはできません。

なお、生保労連ではこれまで、新規業務の取り扱いに際しては、幅広く調査審議を行い、民間生命保険会社で働く者の意見を十分に踏まえ、慎重に確認・検証が行われるよう要望してまいりましたが、本年1月におけるかんぽ生命保険の新商品販売に際しては調査審議が行われず、「意見」でも特段の言及がなされておられません。

生保労連としては、民間生命保険会社との「公平・公正な競争条件の確保」をはかる観点から、郵政民営化委員会による公正・中立な立場からの慎重な確認・検証が行われることを改めて強く要望いたします。